

日本法制下のイスラーム金融取引

田原 一彦*

I. 本稿の目的

イスラーム金融は日本でも近年急速に注目を浴び始め、最近では、イスラーム金融を紹介する邦文書籍も多数出版されている。従って、具体的なイスラーム金融取引形態も、徐々に知られてきた。しかし一方で、馴染みの無いアラビア語の専門用語が多い事もあり、日本でイスラーム金融取引の内容が十分に理解されているとは言い難い。

本稿では、イスラーム金融の代表的な取引形態を取り上げ、その概要や背景にも言及しながら、それぞれの取引を日本国内の法律・諸制度の中で行うとすれば、どのような契約形態になるのか、という観点から考察する。

イスラーム金融の個々の取引形態を検討すれば、何れも日本の法制度の中で実現可能である、と考えられる。しかしそれは、必ずしも「金融取引」に該当するとは限らない。このような点が、イスラーム金融取引が特殊視されがちな一因になっているのではないかと推察される。従って本稿で試みる具体的な考察を通じて、イスラーム金融に対する奇異感覚が薄れ、理解が深まるのではないかと期待される。

またイスラーム金融取引は、日本においても机上の議論を越えて、具体的な取引としての対応が求められつつあると考えられるが、日本の制度の中でイスラーム金融取引を検討する事により、その実務的な指針としても有用であろう。

II. 実物取引形態を取るイスラーム金融取引

1. 概観

イスラームにおいて通常とは異なる金融取引が希求される根本背景として、イスラームが“利子(リバー [riba])”を禁止している事はよく知られている。しかし、イスラームは、経済活動全般について否定的な立場にある訳では決して無い。寧ろ、開祖ムハンマドが商人出身である事もあり、商業活動については肯定的である。

イスラーム金融が登場して以来、中心的な取引形態として発展してきたのが、“実物資産を介在させた商業取引”という形態を取る事により、シャリーア(イスラーム法)に適う、とされてきた諸取引である。

2. ムラーバハ(murabaha)とイスティスナー(istithna)

ムラーバハ及びイスティスナーは、イスラーム銀行自身が商業取引を仲介する形態を取る事によって認められ、普及した取引であり、イスラーム銀行の資金運用手段の主流を成している。

ムラーバハは、イスラーム銀行が顧客に代わって商品を仕入れ、顧客に当該物品を、購入代金に手数料を上乗せした代金で転売する仕組みであり、コスト上乗せ融資(cost-plus financing)と説明さ

* 大和証券エスエムビーシー株式会社 次長

れる場合が多い。イスラーム銀行は仕入れ元には対象商品と引き換えに代金を即金で支払う。一方、顧客からは、商品を引き渡した上で、その代金については予め決められたスケジュールにより、例えば分割で、また例えば一括して後日（1年後など）受け取る。受取代金の合計は、仕入れ元への支払い代金に手数料が上乗せされた金額である。具体的イメージとして分かりやすい事例が、自動車ローンである。ムラーバハによる自動車ローンでは自動車購入代金を貸すのではなく、銀行がディーラーから自動車を購入し、顧客に転売する、という形を取るのである。経済効果としては、通常の自動車ローンと何ら変わらない。また実務的にも、イスラーム銀行は殆どの場合、通常の銀行と共存しながら、つまり“金利”が存在する現実の中でビジネス展開を行っているので、ムラーバハ契約における手数料率には概ね金利裁定が働く、と考えられる。

イスティスナーは基本形としてはムラーバハと同様だが、契約成立時点では対象商品が存在していない、という点が異なる。具体的には、建設予定の建築物等を対象とした契約形態である。

さてムラーバハとイスティスナーを本邦法制度から解釈すれば、割賦販売に他ならない、と考えられる。割賦販売は「購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領すること……を条件として指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供すること」〔割賦販売法第2条第1項〕と定義されており、ムラーバハとイスティスナーは多くの場合、この定義に該当するからである。更に、特にイスティスナーの場合、前払式割賦販売（「指定商品を引き渡すに先立つて購入者から2回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する」〔割賦販売法第11条〕契約）に該当する場合も想定され、その場合、日本国内で契約を行おうとすれば、経済産業大臣の許可が必要になる。

なおムラーバハやイスティスナーを用いた住宅ローンは、宅地建物取引業に該当し得る。宅地建物取引業は、「宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうもの」〔宅地建物取引業法第2条〕と定義されている。ムラーバハやイスティスナーは売買契約という形を取る所以、これらの形態による住宅ローンを日本国内で“業として”提供しようとするれば、宅地建物取引業者として国土交通大臣（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合）又は都道府県知事（一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合）の免許を受けなければならない。またムラーバハ／イスティスナー型住宅ローンの場合、銀行自身が住宅の売主になるので、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の適用を受け、10年間の瑕疵担保責任を負い、住宅の構造耐久上主要な部分について不具合が生じた場合には、修理や賠償の義務が銀行に生じる可能性がある。

3. イジャラ (ijara)

イジャラは物品等資産の賃貸の形式によるファイナンス方法であり、コンベンショナルなリース契約とほぼ同じである。日本ではリースは会計基準や税法（法人税法施行令等）で規定されているが、例えばリース取引に係る会計基準では、リース取引を「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引」と定義しており、イジャラはこの定義に合致する、と考えられる。従ってイジャラは、用語がアラビア語である点を除けば、我々にとっても馴染みやすいファイナンス手段といえる。

ただし逆に、現在日本で行われているリース契約をイジャラと看做す事は難しい、という点には注意を要する。利子を回避する観点から、イジャラでは支払い遅延が生じた時に罰則金利を課す事が出来ない等、細かな点でコンベンショナルなリース契約とは異なる点があるからである。

イスラーム金融の住宅ローンの中には、イジャラ契約を用いる方法もある。住宅を当初イスラーム銀行が保有し、ローンの借り手は住宅賃貸料と住宅購入代金を支払っていく(購入代金の支払いに応じて住宅所有権が徐々に借り手に移転する)取引である。イジャラ形式の住宅ローンは、本邦法令上は賃貸と割賦販売を組み合わせた契約になると想定され、割賦販売法の他に、借地借家法をも念頭におかなければならない。なおこのイジャラ形式の住宅ローンについては、その所有権移転のあり方を考えると、登記の方法等法的な検討・整理をより十分に行う必要があるかもしれない。

Ⅲ. 損益分担型のイスラーム金融取引

1. 概観

イスラームが利子を否定する根拠のひとつが、固定金利貸付が公平性の原則に反する、という点である。事業資金貸付を想定した場合、資金の受け手が事業リスクを負う一方で、出し手がそのリスクを負わずに固定的収益を期待するのは不公平、という考え方である。そこから、資金の出し手も事業リスクを負う、損益分担型のファイナンス取引はシャリーアに反しない、という考え方が生まれる。

損益分担型のファイナンス方法(具体的には、後述するムダーラバ[mudaraba]契約)は、アラビア半島ではキャラバン(隊商)貿易のファイナンス手段として古くから存在していたものである。先に、ムハンマドが商人出身であると述べたが、ムハンマドは元来このキャラバン貿易の担い手であり、最初の妻ハディージャは、このムダーラバ・ファイナンスによるスポンサーとしてムハンマドと知り合った事が知られている。

このムダーラバ契約は、ルネサンス期イタリアのファイナンス取引であるコンメンダ(commenda)契約と同じである。歴史的にはムダーラバの方が古く、またルネサンス期イタリアは多くの事柄を、当時の先進地域であったイスラーム圏から学んだ、という事も考え合わせれば、コンメンダはムダーラバの影響を受けて成立した可能性がある。コンメンダは“株式”の源流として言及される場合も多いが、さすれば我々に馴染みの深い“株式会社”の源流は、イスラーム教成立期のムダーラバ・ファイナンスに遡る事になるかもしれない。

2. ムダーラバとムダーラバ預金

ムダーラバは、1960年代前後にイスラーム世界でイスラーム金融システムの必要性が叫ばれた頃から、イスラーム金融の中核的取引手法として期待されてきた方法である。例えばムハンマド・バーキル・サドル(Muhammad Baqir Sadr, 1935-1980)は、1961年に独立したクウェート政府の求めに応じて1963年に「無利子銀行論」(*Al-Bank al-la Ribawi fi-l-Islam*)を著したが、同書ではムダーラバ契約の仲介業務を、無利子銀行の中核業務として提唱している。

ムダーラバの基本的考え方は、資金の出し手(ラッブ・アル=マール[rab al-mal]と呼ばれる)と資金の受け手である事業主体(ムダーリブ[mudarib]と呼ばれる)で、事業収益を予め定められた割合で分け合う、というものである。事業収益を事前に確定する事は出来ない為、ラッブ・ア

ル＝マールは投資収益額を事前に確定的に期待する事が出来ない。

ムダーラバ契約として押さえなければならない要件は、①収益の一定割合が配当として還元される一方、損失は（原則的に出資額の範囲内で）ラップ・アル＝マールの負担となる（ムダーリブは労働を提供するので、損失が出た場合にはタダ働きになる）、②ラップ・アル＝マールは出資をするのみで、事業に関与出来ない、③原則として契約の終了（配当確定）が想定されている、という点である。

さて既に述べたように、ムダーラバが株式の源流である可能性を考えれば、日本でムダーラバ取引を行おうとすれば、株式の発行という形態がまず想起されよう。しかし上記ムダーラバ契約の条件は、普通株式には当てはまらない。ムダーラバの要件を備えようとするれば、会社法第108条第1項に基づく、いわゆる種類株式の一種として、“配当性向¹⁾”を事前に取り決めた取得条項付議決権制限優先株式”を想定する事になると思われる。

しかし日本では、株式以上に、ムダーラバ契約の要件を体現し易い契約形態が認められている。それは商法に規定される匿名組合契約である。匿名組合契約は「当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」[商法第535条]と規定されており、出資者は匿名組合員となる。匿名組合員は、「営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない」[商法第536条第2項]し、また「匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。」[商法第542条]とされている。また契約期間は定めても定めなくても良く、収益に対する配当割合を契約で決めておけば、そのままムダーラバ契約としての要件を備えていると考えられる。そもそも匿名組合は日本版コメントであるとしており、さすれば、匿名組合は本質的にムダーラバに他ならない。従って匿名組合契約を用いれば、ムダーラバは日本で比較的容易に実現可能である。

さてイスラーム銀行は、ムダーラバの形式を用いた預金を提供しており、その主要な資金調達手段となっている。ムダーラバ預金は、預金者をラップ・アル＝マールとし、銀行をムダーリブとする契約に基づき、イスラーム銀行事業で得られた収益を預金者と銀行で分け合う、というコンセプトに基づいた預金である。このように、銀行が（バーキル・サドルが提唱したような）ムダーラバ契約を仲介するのではなく、預金者－銀行と、銀行－事業者の二段階にムダーラバ・ファイナンスを分断した事（two-tier *mudaraba* などと呼ばれる）が、イスラーム銀行の発展に大きく寄与した、と考えられている。

ムダーラバ預金の主な事業対象はムラーバハ、イジャラ等の、実物取引を介した固定収益型の事業であり、ムダーラバ預金の元本が毀損するリスクは小さい。とはいえあくまでムダーラバ契約であるので、通常、元本保証は付与されていない。その為、ムダーラバ預金を日本で“預金”として取り扱うのは困難であると考えられる。なぜならば、日本では、“預金”は民法という消費寄託と考えられており[階ほか 2006]、民法第666条第1項の規定により、消費貸借の規定が準用される。消費貸借は「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」[民法第587条]とされており、同じ数量の返還、即ち元本保証が前提となるからである。なおいわゆるデリバティブ預金等、元本毀損リスクを内包している預金も存在するが、このような預金は、金融商品取引法と同等の利

1) 「収益の配分割合を事前に取り決める」という事をコンベンショナルな株式用語で言い換えれば、「配当性向を事前に一定に定める」という事に他ならない。

用者保護を必要とする預金として「預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの」〔銀行法施行規則第14条の11の4〕と定義されており、元本の毀損はあくまで違約金等によって生じる、と考えられている。

ムダーラバ預金と同等の金融商品を日本で作るとすれば、投資信託の形態が最も相応しいと考えられる。投資信託（正確には「委託者指図型投資信託」）は、投資信託及び投資法人に関する法律（投資信託法）において、「信託財産を委託者（又は投資運用業を行う金融商品取引業者など）の指図に基づいて、主として有価証券・デリバティブ取引に係る権利・不動産・不動産の賃借権・地上権・約束手形・金銭債権・匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするもの」〔投資信託法第2条第1項及び投資信託法施行令第3条〕と定義されている。ムダーラバ預金が事業対象とするムラーバハ、イジャラ等は本邦法制上“金銭債権”に該当すると考えられるので、日本で投資信託化する事は可能であるように思われる。また匿名組合出資持分も投資信託の投資対象として認められているので、ムダーラバを組み入れる事も可能である。

なお法的な枠組みもさることながら、一般の（ムスリムでない）利用者にとってムダーラバ預金は、日本におけるかつての中期国債ファンドやMMFのような、安全性の高い公社債投資信託に似たような金融商品として捉えられているのではないかと、思われる。マレーシアは、ムスリムであるマレー系住民と、中国系やインド系等のムスリムではない住民が混住する中でイスラーム金融が发展しており、非ムスリムにとってのイスラーム金融を考える上でも興味深い国であるが、ムダーラバ預金者の半分以上が非ムスリム（主に中国系）市民である、と伝えられている。マレーシアの非ムスリム住民は、コンベンショナルな銀行預金との利率の比較感などからムダーラバ預金を選択するようであるが、同時に元本保証が無い点が、やはり非ムスリムへの浸透のネックになっている模様である²⁾。1980-90年代の中期国債ファンドやMMFは、証券会社の、銀行預金に対抗する中核的金融商品であったが、元本割れの心配はまず無いにも拘らず、投資信託であるが故に決して元本保証とは言えない点が弱点、と位置づけられていた（2000-01年に元本割れが顕在化した為、現在では必ずしも元本保証商品と認識されている訳ではない）。マレーシアにおける、非ムスリムの目から見たムダーラバ預金は、当時の日本の消費者感情を彷彿とさせるものがあるのである。またムダーラバ預金は、運用利益をある程度内部留保に回して配当を安定化させる事が可能であり、この点もかつての中期国債ファンドに類似している、といえる（2001年4月以降は、中期国債ファンドは実績に応じて分配金を支払う方式に変更されている）。

3. ムシャーラカ (*musharaka*)

ムシャーラカもムダーラバと類似した仕組みを持っているが、大きな相違点は事業者自身も出資をする、という事である（換言すれば、ムダーラバと異なり、出資者自身も事業に参画乃至関与出来る）。従ってムシャーラカは、出資者自身も事業に参加するパートナーシップの一形態と考えられており、本邦法制度の中では、株式としての可能性の他、いわゆる民法上の任意組合（民法第

2) 筆者のムハンマド・アリー・ムハンマド・サリフ氏（MaybankのHead of Islamic Banking）へのインタビュー（2006年2月）による。

667 条に規定される組合)、又は有限責任事業組合契約に関する法律 (LLP 法) に基づく有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership, LLP) の形態が検討され得る。いずれの組合も、複数の当事者が出資をして共同で事業を営む契約である (民法上の任意組合では労務出資も可)。ただし民法上の任意組合の組合員が無限責任を負うのに対して、有限責任事業組合の組合員は有限責任である (債権者保護の観点から、有限責任事業組合では契約の登記を行い、財務諸表を作成し備え置かなければならない)。一方、いずれの組合契約も、損益や権限の配分は自由であり、シャリーアに適うムシャラカとしての要件を契約に盛り込む事は可能だと思われる。

IV. 資本市場

1. 概観

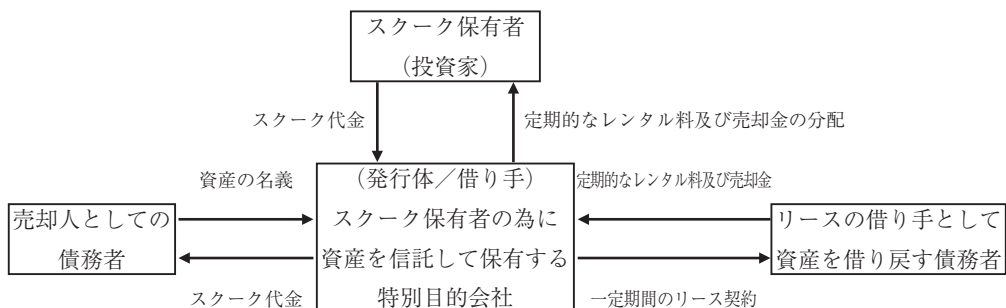
近年のイスラーム金融の急激な発展は、資本市場に適合する手段の登場が大きく寄与している。これらの手段は、その仕組みや商品性においてコンベンショナルな金融市場との親和性が高く、非イスラーム圏のグローバル金融機関の参入を促し、イスラーム金融が国際金融市場の一部として認知されるきっかけとなった、といえる。

2. スクーク (sukuk)

スクークとは「シャリーア適格な金融資産 (債権等) の持分を表象する証書」と定義する事が出来る。イスラーム金融機関会計・監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions, AAOIFI) は「投資スクークの為のシャリーア基準第 17 版」において、スクークを「有形資産・用益権及びサービス・特定のプロジェクトの持分・特別な投資活動の持分の分け前・権利に対する計画的な一般権利証書の価値と (応募終了時点で) 同じ価値を表象する証書」と定義している [Adam et al. 2004 : 42-43]。スクークはその裏づけとなる金融資産がシャリーア適格でなければならないが、AAOIFI は「投資スクーク基準」の中で、ムラーバハ、イスティスナー、イジャラ、ムダーラバ、ムシャラカを含む 14 種類の金融資産を、具体的な適格対象として認めている [Adam et al. 2004 : 36-37]。

代表的なスクークがスクーク・アル＝イジャラ (sukuk al-ijara) で、イジャラ債権を証券化したタイプである。スクーク・アル＝イジャラの仕組みを図示すると図 1 のようになる。

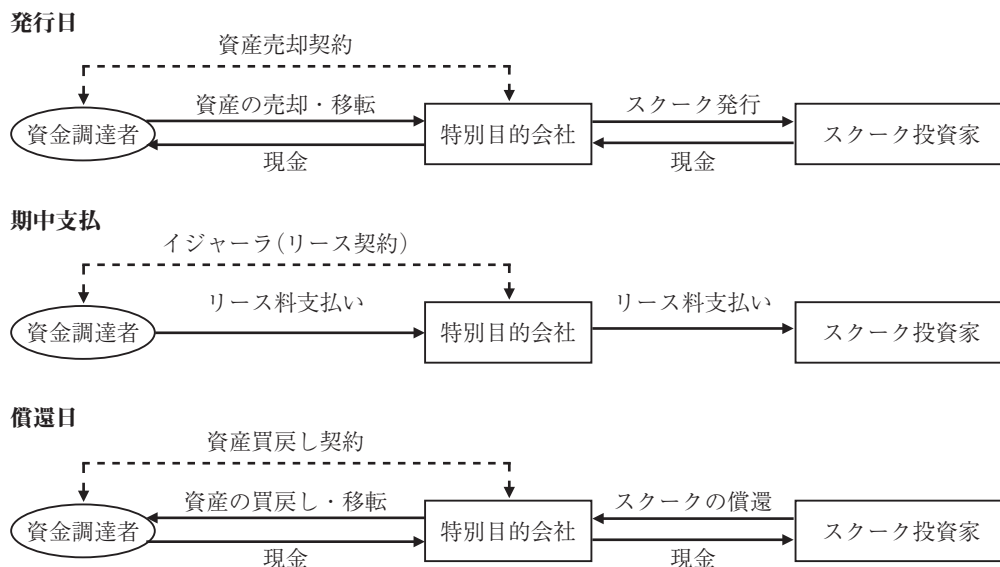
図 1 : スクーク・アル＝イジャラの仕組み



(出所) [Nathif and Thomas 2004: 72] (翻訳筆者)

また、発行時、期中利払い、償還時の動きは図2のように図示出来る。

図2：スクーク・アル＝イジャーラにおける発行時、期中利払い、償還時の動き



(出所) [Nathif and Thomas 2004: 55] (翻訳筆者、一部改変)

このようなスクークのスキームは、コンベンショナルな資産担保証券 (Asset Backed Securities, ABS) と全く同じである。即ち、真の資金調達者 (オリジネーターと呼ばれる) が金融資産を特別目的会社 (Special Purpose Company, SPC) に売却し、その特別目的会社が証券を発行する形態である。期中は、その金融資産から得られる収益が、スクーク保有者にパス・スルーされるのである。現状の主要なスクークは、償還期限がある債券型が多いので、その金融資産は一定期後 (スクーク償還時) に元の所有者が買い戻す条件が付いており、償還資金に当てられる。マレーシア等では特別目的会社を介さないスクークの発行事例もあるが、主流はこの、特別目的会社方式によると考えてよい。

資産証券化の経験豊富なグローバル金融機関にとって、資産担保証券と同様のスキームを用いたスクークの組成は比較的容易である。スクーク市場の登場・発達に、彼らのイスラーム金融市場への参入を促した大きな要因のひとつ、と考えられる。

日本でこのような資産担保証券を組成する場合、資産の流動化に関する法律 (資産流動化法) に基づく特定目的会社が発行する資産対応証券 (特定社債、優先出資証券、等) として、又は金融資産を信託財産化して、同法に基づく特定信託の受益証券として発行される場合が典型的である。通常、これらの証券は金融商品取引法上の有価証券に該当し [金融商品取引法第2条第1項]、従って債券等と同様に、有価証券として取り扱われる。日本でスクークを発行する場合でも、同様の扱いを受ける事になる。

なお、スクークの日本語訳として「信託証書」とか「イスラーム債」とされる場合があるが、これらはミスリーディングな訳である。

アラビア語としてのスクークは、サック (sakk) の複数形である。サックはペルシャ語のチャク

(*chak*) が訛った言葉で、中世においては、為替乃至小切手のような意味で使われていた〔佐藤 1969〕。この単語はヨーロッパ語にも影響しており、英語でも、“小切手”または“勘定書、伝票”という意味での *check* (又は *cheque*) として生き残っている。ちなみに、この意味の英語で日本人にも馴染みのある単語として *travelers check* (トラベラーズ・チェック) がある。

いずれにしても、スクーク (又はサック) という単語は、根源的には「金融的価値を表象する証書」という意味であると考えられる。即ち、“有価証券”という概念に近い。スクーク組成の際に金融資産が信託される事は確かに多いのだが、スクークという単語には“信託 (trust)”という概念は内包していないと考えるべきであり、「信託証書」という言い方は、正当な訳語とは言い難い。

また、実際のスクークの発行例は債券類似型が多い為、「イスラーム債」と説明される事も少なくないが、先に述べたようにムダーラバ、ムシャーラカ等の、株式に近い損益分担型金融資産も適格であり、スクークを“債券”と決め付けるのも危険である。スクークの原義をも踏まえれば、「イスラーム証券」というような訳語の方が相応しいと思われる。

3. イスラーム・ファンド

既に述べたようにイスラームは、資金提供者も相応のリスクを取る取引は否定していない。その為、通常の株式投資は、シャリーアに反しない。イスラーム・ファンドとは、実態は通常の株式投資ファンドであり、その基本構造の理解に困難は生じない。日本で組成するとすれば、特に広く募集する場合には、投資信託法に基づく証券投資信託の受益証券として発行する事が妥当である。投資家を絞る場合には、投資事業有限責任組合契約に関する法律 (ファンド法) に基づく投資事業有限責任組合を利用する方法も考えられる。

イスラーム・ファンドが“イスラーム”である所以は、その投資対象となる銘柄ユニバースにある。即ち、シャリーア適格な事業構造である銘柄に絞られる、という事である。具体的には、固定金利収入や有利子負債が多い企業が排除され、また、アルコール、タバコ、豚肉関連、武器、娯楽分野等の企業が除かれる。

イスラーム・ファンドをコンベンショナルな金融の立場から考えれば、社会的責任投資 (Socially Responsible Investment, SRI) の一種、と理解されるべきである。社会的責任投資とは、社会的な責任に配慮している企業にのみ投資する、という考え方であり、20 世紀初頭の米国で、キリスト教会の株式投資手法から始まったとされる。2006 年 4 月には国際連合が「責任投資原則 (Principles for Responsible Investment)」を発表する等、近年さらに注目が高まっている。イスラーム・ファンドとは、“社会的責任”の定義について、シャリーアの観点から検討されるファンド、という事である。シャリーアに基づく場合であっても、それはファンドの“投資方針”に過ぎないので、投資家に適切に開示される限り、特段の法制的制約は無い。

なお、イスラーム・ファンドを「株式ファンド」として説明したが、投資対象が株式以外の、例えば不動産に投資するファンドも登場している。この場合でも、例えば所有不動産のテナントの事業に対するシャリーア適格性などが求められるのである。不動産に投資する場合、商業用不動産を対象とするとテナントのシャリーア適格性を常時確保する事が困難である為³⁾、住宅用不動産を対

3) 思考訓練的に、2003 年時点を想定して、テナントとして吉野家が入居していると仮定してみよう。当時の吉野家は牛丼のみのメニューであった。しかし同年末に BSE 発見の影響でアメリカ牛の輸入が禁止された為、2004 年以降、吉野家は豚丼の投入を余儀なくされた。明らかにシャリーア不適格であるが、かといって直ぐに吉野家に退去を求める事も、当該不動産を売却する事も、容易では無いだろう (株式の場合、流通市場を通じた吉野家株の売却は比較的容易である)。

象とする場合が主流である。

不動産ファンドの場合は、投資信託法に基づく不動産投資法人（いわゆる REIT）の形態、資産流動化法に基づく特定社債や優先出資証券等（即ち ABS）の形態、乃至匿名組合を用いたスキーム等が考えられる。

イスラーム・ファンドは、投資対象やスキームに関わらず、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券、または同法第2条第2項に規定する、いわゆる「みなし有価証券」に該当すると考えられ、従って本邦では、有価証券として取り扱われる事になるだろう。

V. 実務的な指針

本稿では、イスラーム金融で行われている諸取引を、主に日本の諸制度の観点から解釈してみた。イスラーム金融理解の一助となると同時に、日本の企業等がイスラーム金融への取り組みを検討する上で、最初の指針になり得ると考える。

しかし、現実に日本でイスラーム金融と同等の取引を行おうとする際には、税制に対する検討が必要になるだろう。本稿で示した通り、イスラーム金融取引は本邦制度上、“金融”取引の範疇に含まれない場合がある等、コンベンショナルな金融における競合商品とスキームが異なる場合が多い。その為、想定外の課税問題が生じ、競争上不利になる可能性があるからである。実際、英国やシンガポール等、イスラーム金融を振興する非イスラーム圏では、従来の法的枠組みでは課税されるような場合を特例的に非課税扱いにする事により、イスラーム銀行の設立に配慮する政策を採ってきた。英国における、ムラーバハ及びイジャラで生じ得る印紙税の二重課税撤廃はその一例である。税制を含む取引費用の問題については、更なる検討が必要であろう。

参考文献

- Nathif, J.A. and A. Thomas 2004. *Islamic Bonds: Your Guide to Issuing, Structuring, and Investing in Sukuk*. London: Euromoney Books.
- イスラーム金融検討会 2008『イスラーム金融——仕組みと動向』日本経済新聞出版社.
- 企業会計基準委員会 2007 企業会計基準第13号「リース取引に係る会計基準」
- 佐藤圭四郎 1969「ムスリム商人の活動」『岩波講座世界歴史8（中世2 西アジア世界）』岩波書店.
- 階猛・渡邊雅之 2006『銀行の法律知識』日本経済新聞社.
- 田原一彦 2004「イスラーム金融の歴史と現状」放送大学卒業論文.
- 2006「スクークについて」『平成17年度・拡大するイスラーム金融の現状と課題』国際貿易投資研究所.
- 2007「イスラーム金融と資本市場」『平成18年度・多様化するイスラーム金融市場と制度』国際貿易投資研究所.
- 2008「日本でイスラーム銀行を作るには」『平成19年度・検証イスラーム金融—オイルマネーとイスラーム金融』国際貿易投資研究所.
- ムハンマド・バーキルッ＝サドル 1994『無利子銀行論』（黒田壽郎・岩井聡訳）未知谷.
- 吉田悦章 2007『イスラーム金融入門』東洋経済新報社.

【参照法令】

会社法
割賦販売法
銀行法施行規則
金融商品取引法
資産の流動化に関する法律
借地借家法
商法
住宅の品質確保の促進等に関する法律
宅地建物取引業法
投資事業有限責任組合契約に関する法律
投資信託及び投資法人に関する法律、同・施行令
法人税法施行令
民法
有限責任事業組合契約に関する法律